

新潟県病院局管理規程第17号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月6日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
(料金)	(料金)
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～5（略）	1～5（略）
6 文書料	6 文書料
(1) 診断書、証明書	(1) 診断書、証明書
ア 病院指定様式又は簡易なもの	ア 病院指定様式又は簡易なもの
1件につき <u>2,200円</u>	1件につき <u>1,650円</u>
イ 複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの）	イ 複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの）
1件につき <u>4,400円</u>	1件につき <u>3,850円</u>
ウ 特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係るもの等保険給付のあるもの）	ウ 特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係るもの等保険給付のあるもの）
1件につき <u>7,700円</u>	1件につき <u>5,500円</u>
(2) 死亡診断書、死体検案書	(2) 死亡診断書、死体検案書
ア 普通のもの（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）に定めるもの等一般的なもの）	ア 普通のもの（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）に定めるもの等一般的なもの）
1件につき <u>3,850円</u>	1件につき <u>3,300円</u>
イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの）	イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの）
1件につき <u>6,600円</u>	1件につき <u>5,500円</u>
(3)～(5)（略）	(3)～(5)（略）
7～9（略）	7～9（略）
10 健康診断料	10 健康診断料
(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）
(3) 特殊健康診断料	(3) 特殊健康診断料
ア～ウ（略）	ア～ウ（略）
エ 希少性疾患スクリーニング検査料	
1人につき <u>9,900円</u>	
オ 妊産婦超音波検査料（略）	エ 妊産婦超音波検査料（略）
(4)（略）	(4)（略）
11～28（略）	11～28（略）
29 病衣使用料	29 病衣使用料
1日につき <u>80円</u>	1日につき <u>70円</u>
30～45（略）	30～45（略）

46 郵送料

患者等への処方箋及び薬剤の郵送に要した費用に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

9以前	(略)	(略)
10(3)	5,500円	5,000円
	3,300円	3,000円
	9,900円	9,000円
	3,850円	3,500円
	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)	算定した額
22以降	(略)	(略)

(新設)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

9以前	(略)	(略)
10(3)	5,500円	5,000円
	3,300円	3,000円
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	3,850円	3,500円
	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)	算定した額
22以降	(略)	(略)

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和2年12月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。